

鹿 児 島 県 公 報

平成21年3月31日（火）第2483号の15



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇所2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

訓

令

- 鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令（※）（税務課取扱い） 1
○鹿児島県税事務決裁規程の一部を改正する訓令（※）（税務課取扱い） 41

訓 令

鹿児島県訓令第7号

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県税事務処理規程（昭和39年鹿児島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8節 削除」を「第8節 自動車取得税（第84条－第90条）
第8節の2 軽油引取税（第91条－第95条の17）」に、
第11
第12
第13
第13

節 削除

節 自動車取得税（第108条－第108条の8）

節 軽油引取税（第109条－第129条）

節の2 狩猟税（第129条の2・第129条の3）」

を「第11節及び第12節 削除
第13節 狩猟税（第129条の2・第129条

の3）」に改める。

第2章第8節を次のように改める。

第8節 自動車取得税

（申告書等の処理）

第84条 鹿児島地域振興局長は、自動車取得税の納税義務者から自動車取得税申告書（地方税法施行規則第16号の9様式）（添付書類を含む。以下この節において「申告書」という。）若しくは自動車取得税修正申告書（規則別記第103号様式又は規則別記第104号様式）（添付書類を含む。以下この節において「修正申告書」という。）又は自動車取得税に係る申請書の提出があつたときは、その内容について精査の上、必要な事項について電算処理をしなければならない。

（納税義務の免除又は徴収猶予の申告に係る処理）

第85条 鹿児島地域振興局長は、自動車取得税の納税義務の免除又は徴収猶予に係る申告があつたときは、自動車取得税関係申告整理簿（別記第88号様式）に必要な事項を記載して整理し、その処理の状況を明確にしておかなければならない。

2 鹿児島地域振興局長は、前項の申告について、調査し、当該申告が真実であると認めるときは自動車取得税関係決議書（別記第89号様式）により納税義務の免除又は徴収猶予の処理をした上、自動車取得税関係承認通知書（規則別記第100号様式）により、真実でない認めるときは自動車取得税関係決議書により処理した上、自動車取得税関係不承認通知書（規

則別記第101号様式）により、当該申告者にその旨を通知しなければならない。

（申告書と賦課資料との照合）

第86条 鹿児島地域振興局長は、第84条の規定により提出があつた申告書又は修正申告書の記載内容について、自動車登録ファイル又は軽自動車に係る自動車検査証若しくは使用の届出書により照合し、その結果当該申告書又は修正申告書に記載された事項が照合したところと異なるとき、又は申告書若しくは修正申告書を提出すべき者が申告書若しくは修正申告書を提出していないことが明らかとなつたときは、自動車取得税調査書（別記第90号様式）を作成し、更正又は決定の処理をしなければならない。

（加算金に係る処理）

第87条 鹿児島地域振興局長は、自動車取得税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金を決定する場合においては、当該加算金額の計算の基礎となつた税額に係る処理と併せて行わなければならない。

（調定）

第88条 鹿児島地域振興局長は、申告書若しくは修正申告書の提出があつたとき、又は更正若しくは決定若しくは加算金に係る処理をしたときは、自動車取得税調定決議書（別記第91号様式）により調定しなければならない。

（非課税自動車の取得に関する報告の取扱い等）

第89条 条例第82条又は附則第13条の規定に基づき、非課税自動車の取得に関する報告があつた場合は、第84条及び第86条の規定の例により処理しなければならない。

（自動車取得税に係る減免の処理）

第90条 鹿児島地域振興局長は、条例第83条第3号に掲げる自動車の取得に係る自動車取得税の減免の申請があつたときは、その内容を精査の上、自動車取得税関係決議書により処理し、その結果を自動車取得税関係承認通知書又は自動車取得税関係不承認通知書により当該申請をした者に通知しなければならない。

2 鹿児島地域振興局長は、前項の規定により自動車取得税の減免を承認したときは、当該減免の申請書に記載された身体障害者又は精神障害者が交付を受けている身体障害者手帳（戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の備考欄又は余白に自動車取得税減免済印（別記第92号様式）を押印しなければならない。

第2章第8節の次に次の1節を加える。

第8節の2 軽油引取税

（特約業者の指定等に係る処理）

第91条 鹿児島地域振興局長は、軽油引取税の仮特約業者又は特約業者としての指定の申請があつたときは、軽油引取税仮特約業者指定申請整理簿（別記第93号様式）又は軽油引取税特約業者指定申請整理簿（別記第94号様式）に必要な事項を記載して整理し、その処理の状況を明確にしておかなければならない。

2 鹿児島地域振興局長は、前項の申請について調査した上、軽油引取税^{仮特約業者 指定}_{特約業者 却下}決議書（別記第95号様式）により処理しなければならない。

3 鹿児島地域振興局長は、軽油引取税の仮特約業者又は特約業者としての指定を取り消す場合においては、軽油引取税^{仮特約業者}_{特約業者}指定取消決議書（別記第96号様式）により処理しなければならない。

4 鹿児島地域振興局長は、仮特約業者又は特約業者としての指定及び指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

（特別徴収義務者登録申請等に係る処理）

第92条 鹿児島地域振興局長は、軽油引取税の特別徴収義務者としての登録の申請があつた場合において、当該申請を適当と認めるときは、必要な事項について電算処理をしなければならない。

2 鹿児島地域振興局長は、登録特別徴収義務者から登録の変更又は消除の申請があつたとき、

及び登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、必要な事項について電算処理をしなければならない。

- 3 鹿児島地域振興局長は、条例第93条の規定により証票の交付を受けた者から軽油引取税の特別徴収義務の消滅又は事務所若しくは事業所の事業の廃止に伴う証票の返納がない場合は、速やかにこれを回収しなければならない。

（特別徴収義務者証票の受払いに係る処理）

第93条 鹿児島地域振興局長は、軽油引取税特別徴収義務者証票の受払いがあつたときは、軽油引取税特別徴収義務者証票整理簿（別記第97号様式）により整理し、その状況を明確にしておかなければならない。

（免税軽油使用者証の交付及び返納に係る処理）

第94条 地域振興局等の長は、免税軽油の引取りをしようとする者から免税軽油使用者証の交付の申請があつたときは、その内容を精査し、当該申請を適当と認めるときは、必要な事項について電算処理をするとともに、免税軽油使用者証交付簿（別記第98号様式）に必要な事項を記載して整理した上、免税軽油使用者証を当該申請をした者に交付しなければならない。

- 2 地域振興局等の長は、前項の規定により免税軽油使用者証を交付した後において、当該免税軽油使用者から免税軽油使用者証の書換えの申請があつたときは、その内容を精査し、当該申請を適当と認めるときは、必要な事項について電算処理をし、当該免税軽油使用者証の記載事項について書換えの手続をするとともに、免税軽油使用者証交付簿に当該書換えに係る事項を記載しなければならない。

- 3 地域振興局等の長は、免税軽油使用者から、免税軽油使用者証の返納を受けたときは、必要な事項について電算処理をするとともに、免税軽油使用者証交付簿により整理し、その状況を明確にしておかなければならない。

（免税軽油使用者証の手数料）

第95条 地域振興局等の長は、前条第1項又は第2項の規定により免税軽油使用者証の交付又は書換えの申請があつたときは、条例第97条第4項に規定する額の手数料を鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）及び鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第3号）に定めるところにより収入証紙により徴収しなければならない。

（免税証の交付及び返納に係る処理）

第95条の2 地域振興局等の長は、免税軽油使用者から法第144条の21第1項の規定により免税証の交付の申請があつたときは、その内容及び適当と認める免税軽油の数量を精査し、必要な事項について電算処理をするとともに、電算処理により出力される免税証交付決議書兼整理票（別記第99号様式）により処理した上、免税証を当該申請をした免税軽油使用者に交付し、受領印を徴しなければならない。この場合においては、当該免税軽油使用者から提示された免税軽油使用者証に免税証の交付数量その他必要な事項を記載しなければならない。

- 2 地域振興局等の長は、免税軽油使用者から免税証の返納を受けたときは、必要な事項について電算処理をするとともに、免税証返納決議書兼整理票（別記第100号様式）により処理し、その状況を明確にしておかなければならない。

（免税証の受払いに係る処理）

第95条の3 地域振興局等の長は、免税証の受払いがあつたときは、免税証受払簿（別記第101号様式）により整理し、その状況を明確にしておかなければならない。

（免税証交付申請先届出書に係る処理）

第95条の4 地域振興局等の長は、免税軽油使用者から免税証交付申請先届出書（地方税法施行規則第16号の23様式）の提出があつたときは、その内容を精査し、その写しに当該受理年月日を記載し、かつ、受付印を押印して、当該免税軽油使用者に交付しなければならない。

（免税軽油を譲渡しようとする者の届出及びその承認に係る処理）

第95条の5 地域振興局等の長は、免税軽油使用者から免税軽油譲渡届出書の提出があつたときは、当該届出者に係る免税軽油使用者証の提示を求め、当該免税軽油使用者証に譲渡する軽油の数量その他必要な事項を記載した上、免税軽油譲渡承認書（地方税法施行規則第16号の15様式）に必要な事項を記載して当該免税軽油使用者に交付しなければならない。

（免税軽油を免税用途以外の用途に消費する場合の処理）

第95条の6 地域振興局等の長は、免税軽油使用者が条例第85条第1項第4号に規定する軽油の消費をする場合においては、当該免税軽油使用者に免税軽油使用者証を提示させ、その余白に当該消費に係る軽油の数量その他必要な事項を記載しなければならない。

（免税証の紛失の届出に係る処理）

第95条の7 地域振興局等の長は、免税軽油使用者から免税証を紛失した旨の届出を受けたときは、その実情を調査し、当該免税証に記載された販売業者に通知するとともに、当該届出者の免税軽油使用者証にその旨を記載した上、電算処理により出力される免税証無効決議書兼整理票（別記第102号様式）により処理し、遅滞なく、知事に報告しなければならない。

（調査及び検査）

第95条の8 地域振興局等の長は、軽油引取税に係る課税標準等を正確に把握するため必要があると認めるときは、元売業者、特約業者、石油製品販売業者、石油製品を運搬する者、自動車の保有者、特別徴収義務が消滅した者、免税軽油使用者その他軽油引取税の賦課徴収に関係があると認められる者について軽油の受払状況等を調査しなければならない。

2 地域振興局等の長は、前項の規定による調査をしたときは、軽油引取税検査調書（別記第103号様式）を作成し、その記録を明確にしておかなければならない。

（申告書の受理）

第95条の9 地域振興局等の長は、軽油引取税の特別徴収義務者又は条例第90条第1項ただし書の規定により軽油引取税を申告納付すべき納税者（以下この条において「納税者」という。）から納入申告書又は納付申告書の提出があつたときは、その内容を精査し、必要な事項について電算処理をしなければならない。この場合において、納入申告書又は納付申告書の記載に誤りがあつたときは、直ちに、当該特別徴収義務者又は納税者に連絡し、所要の訂正をさせた上処理するものとする。

（更正又は決定に係る処理）

第95条の10 地域振興局等の長は、軽油引取税について更正又は決定をする場合は、必要な事項について電算処理をするとともに、軽油引取税更正・決定・加算金決定調査書（別記第104号様式）により処理しなければならない。

（加算金に係る処理）

第95条の11 地域振興局等の長は、軽油引取税に係る過少申告加算金若しくは不申告加算金又は重加算金を決定する場合においては、当該加算金額の計算の基礎となつた税額に係る処理と併せて行わなければならない。

（普通徴収に係る税額の算定）

第95条の12 地域振興局等の長は、条例第90条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する軽油引取税の税額を算定する場合は、軽油引取税普通徴収税額調査書（別記第105号様式）を作成するとともに、必要な事項について電算処理をしなければならない。

（調定）

第95条の13 地域振興局等の長は、第95条の9の規定による納入申告書又は納付申告書の受理に係る処理をしたとき、第95条の10の規定による更正又は決定に係る処理をしたとき、第95条の11の規定による加算金に係る処理をしたとき、及び前条の規定による普通徴収に係る税額の算定に係る処理をしたときは、電算処理により出力される軽油引取税調定決議書（別記第106号様式）により調定しなければならない。

（徴収猶予又は徴収不能額等の還付若しくは納入義務免除の申請に係る処理）

第95条の14 鹿児島地域振興局長は、軽油引取税の特別徴収義務者から法第144条の29第1項の規定による徴収猶予の申請があつたときは、その内容を調査し、申請書に添付された軽油引取税に係る売掛金・貸倒金明細書（別記第107号様式）の内容を確認し、必要な事項について電算処理をするとともに、徴収猶予（期間延長）承認・不承認決議書により処理し、その結果を徴収猶予承認通知書（規則別記第31号様式）又は徴収猶予不承認通知書（規則別記第32号様式）により当該申請をした者に通知しなければならない。

2 鹿児島地域振興局長は、軽油引取税の特別徴収義務者から法第144条の30第1項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請があつたときは、その内容を調査し、申請書に添付された軽油引取税に係る売掛金・貸倒金明細書の内容を確認し、必要な事項につ

いて電算処理をするとともに、軽油引取税徴収不能額等還付・納入義務免除決議書（別記第108号様式）により処理しなければならない。この場合において、当該申請に理由がないと認めるときは、軽油引取税徴収不能額等還付・納入義務免除不承認通知書（別記第109号様式）により当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

（免税軽油以外の軽油を免税の用途に供した場合の承認申請に係る処理）

第95条の15 地域振興局等の長は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により免税軽油以外の軽油を免税の用途に供したことの承認申請があつたときは、その内容を精査した上、免税軽油以外の軽油を免税の用途に供した場合の承認決議書（別記第110号様式）により処理しなければならない。この場合において、当該申請に理由がないと認めるときは、免税軽油以外の軽油を免税の用途に供したことの承認通知書（別記第111号様式）により当該申請者に通知しなければならない。

（使用済免税証の処理）

第95条の16 地域振興局等の長は、軽油引取税の特別徴収義務者から提出された納入申告書に使用済免税証が添付されている場合は、当該使用済免税証をバーコード読取機で処理し、当該納入申告書に記載された免税証による軽油の引渡し数量と当該使用済免税証の数量を照合しなければならない。

（製造等の承認に係る処理）

第95条の17 地域振興局等の長は、条例第97条の5の規定による製造等の承認の申請があつたときは、軽油引取税製造等承認申請整理簿（別記第112号様式）に必要な事項を記載して整理し、その状況を明確にしておかなければならない。

2 地域振興局等の長は、前項の申請について申請書等の内容を審査し、当該申請を適当と認めるときは軽油引取税製造等承認決議書（別記第113号様式）により承認の処理をし、当該申請を不適当と認めるときは軽油引取税製造等承認決議書により処理した上、軽油引取税製造等不承認通知書（別記第113号様式の2）により当該申請者に通知しなければならない。

3 地域振興局等の長は、前項の規定により承認をした場合において、当該承認が条例第97条の5第1項第3号に係るものであるときは、地方税法施行規則第16号の34様式による自動車用炭化水素油譲渡証の用紙を、前項の申請者に交付しなければならない。この場合においては、軽油引取税自動車用炭化水素油譲渡証用紙交付簿（別記第113号様式の3）に必要な事項を記載し、その状況を明確にしておかなければならない。

4 地域振興局等の長は、第2項の規定により承認をした場合において、必要があると認めるときは、当該製造等に立ち会わなければならない。

第97条の2第1項中「鹿児島地域振興局の長」を「鹿児島地域振興局長」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「鹿児島地域振興局の長は、第1項」を「鹿児島地域振興局長は、前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前条第3項」を「第90条第2項及び前条第3項」に改め、同項を同条第3項とする。

第2章第13節を削り、同章第11節及び第12節を次のように改める。

第11節及び第12節 削除

第107条から第129条まで 削除

第129条の2第2項中「狩猟税台帳兼調定内訳書（別記第146号様式の3）」を「狩猟税台帳兼調定内訳明細書（別記第146号様式）」に改める。

第129条の3中「別記第146号様式の4」を「別記第146号様式の2」に改める。

第2章第13節の2を同章第13節とする。

第141条第4項第1号中「狩猟税台帳兼調定内訳書（別記第146号様式の3）」を「狩猟税台帳兼調定内訳明細書」に改める。

第160条第2項中「第699条の14若しくは第700条の21」を「第125条若しくは第144条の29」に改める。

第167条第3項中「第699条の14第4項」を「第125条第4項」に改める。

第175条第1項中「第700条の21第1項後段」を「第144条の29第1項後段」に改め、同条第2項中「価格」を「価額」に改め、同条第3項第1号中「第56条の6の2第4項」を「第43条の14第4項」に改め、同項第2号中「第56条の6の2第4項」を「第43条の14第4項」に、

「抵当権設定登記(登録)承諾書」を「抵当権設定登記・登録承諾書」に改める。

第176条中「第700条の14の3第2項の規定」を「第144条の20第2項」に改める。

第178条第1項中「法第700条の14の3第1項」を「第144条の20第1項」に改め、同条第2項中「第42条の4」を「第32条の4」に、「別記第159号様式」を「別記第111号様式」に改め、同条第3項中「軽油引取税の特別徴収義務者に係る保全担保の分割提供承認(不承認)通知書」の次に「(別記第225号様式の3)」を加える。

第198条第1項第1号中「法第20条の9の5第1項又は法第700条の21第3項」を「第20条の9の5第1項又は第144条の29第3項」に改め、同条第2項中「法第20条の9の5第2項」を「第20条の9の5第2項」に改める。

第200条第3項中「第120条及び第124条」を「第95条の9及び第95条の13」に改める。

別記様式目次中「第88号様式から第113号様式まで 削除」を

「第88号様式 自動車取得税関係申告整理簿

第89号様式 自動車取得税関係決議書

第90号様式 自動車取得税調査書

第91号様式 自動車取得税調定決議書

第92号様式 自動車取得税減免済印

第93号様式 軽油引取税仮特約業者指定申請整理簿

第94号様式 軽油引取税特約業者指定申請整理簿

第95号様式 軽油引取税仮特約業者・特約業者・指定・却下決議書

第96号様式 軽油引取税仮特約業者・特約業者指定取消決議書

第97号様式 軽油引取税特別徴収義務者証票整理簿

第98号様式 免税軽油使用者証交付簿

第99号様式 免税証交付決議書兼整理票

第100号様式 免税証返納決議書兼整理票

第101号様式 免税証受払簿

第102号様式 免税証無効決議書兼整理票

第103号様式 軽油引取税検査調査書

第104号様式 軽油引取税更正・決定・加算金決定調査書

第105号様式 軽油引取税普通徴収税額調査書

第106号様式 軽油引取税調定決議書

第107号様式 軽油引取税に係る売掛金・貸倒金明細書

第108号様式 軽油引取税徴収不能額等還付・納入義務免除決議書

第109号様式 軽油引取税徴収不能額等還付・納入義務免除不承認通知書

第110号様式 免税軽油以外の軽油を免税の用途に供した場合の承認決議書

第111号様式 免税軽油以外の軽油を免税の用途に供したことの承認通知書

第112号様式 軽油引取税製造等承認申請整理簿

第113号様式 軽油引取税製造等承認決議書

第113号様式の2 軽油引取税製造等不承認通知書

第113号様式の3 軽油引取税自動車用炭化水素油譲渡証用紙交付簿

号様式の2 自動車税減免済印

号様式 自動車税課税保留決議書」を「第117号様式 自動車税課税保留決議書」に、

「第126号様式 削除

第126号様式の2 自動車取得税関係申告整理簿

第126号様式の3 自動車取得税関係決議書

第126号様式の4 自動車取得税調査書

第126号様式の5 自動車取得税調定決議書

第126号様式の6 軽油引取税仮特約業者指定申請整理簿

第126号様式の7 軽油引取税特約業者指定申請整理簿

第126号様式の8 軽油引取税仮特約業者・特約業者・指定・却下決議書

第126号様式の9 軽油引取税仮特約業者・特約業者指定取消決議書

に、 「第116
第117

- 第127号様式 削除
第128号様式 軽油引取税特別徴収義務者証票整理簿
第129号様式 免税軽油使用者証交付簿
第130号様式 免税証交付決議書兼整理票
第130号様式の2 免税証返納決議書兼整理票
第131号様式 免税証受払簿
第131号様式の2 免税証無効決議書兼整理票
第132号様式 軽油引取税検査調査書
第133号様式 削除
第134号様式 軽油引取税更正・決定・加算金決定調査書
第135号様式 軽油引取税普通徴収税額調査書
第136号様式 軽油引取税調定決議書
第137号様式 削除
第138号様式 軽油引取税に係る売掛金・貸倒金明細書
第139号様式 削除
第140号様式 軽油引取税徴収不能額等還付・納入義務免除不承認通知書
第141号様式 免税軽油以外の軽油を免税の用途に供した場合の承認決議書
第142号様式 免税軽油以外の軽油を免税の用途に供したことの不承認通知書
第143号様式 削除
第144号様式 軽油引取税製造等承認申請整理簿
第145号様式 軽油引取税製造等承認決議書
第146号様式 軽油引取税製造等不承認通知書
第146号様式の2 軽油引取税自動車用炭化水素油譲渡証用紙交付簿
第146号様式の3 狩猟税台帳兼調定内訳書
第146号様式の4 狩猟税調定決議書

「第126号
を 第146号
第146号

様式から第145号様式まで 削除

様式 狩猟税台帳兼調定内訳明細書 に改める。

様式の2 狩猟税調定決議書 」

別記第88号様式から別記第113号様式までを次のように改める。

第88号様式 (第85条関係)

自動車取得税関係申告整理簿

[illegible]

第89号様式（第85条関係）

起案日	年 月 日	決 裁	決裁区分	決裁権者	決 算 回 議	起 案 者	公印取 扱主任	
決裁日	年 月 日						通知日	決裁日と同じ
調定日	決裁日と同じ						取扱者	
自動車取得税関係決議書								
決 議 内 容								
登 録 番 号 車 両 番 号				車 名				
車 種				車 台 番 号				
根 拠 規 定								
理 由								
調 査 事 項	納 税 義 務 者 の 住 所 又 は 所 在 地 及 び 氏 名 又 は 名 称							
	自 動 車 の 取 得 年 月 日							
	自 動 車 の 返 還 年 月 日							
	課 税 標 準 額							
	税 額							
	減 免 額							
	差 引 税 額							
備 考								
調 査 者 職 氏 名	㊟							

第90号様式（第86条関係）

自動車取得税調査書					
納税義務者住所 又は所在地及び 氏名又は名称					
登 録 番 号 車 両 番 号		新車時の価額			
初度登録年月 (年 式)		耐 用 年 数			
車 種		取 得 年 月 日			
車 名		経 過 年 数			
型 式		残 価 率			
車 体 の 形 状		車 両 の 現 況			
新車中古車の別		通 常 価 額			
課税対象とならない もの及びその価額					
備 考					
申告 期限	区 分	当 初 の 額	更 正 決 定 額	差 引 増 減 額	備 考
年 月 日	課 税 標 準 額				
	税 額				
	加 算 金				
更正決定の理由					
調 査 者 職 氏 名 印		㊟			

第91号様式（第88条関係）

自動車取得税調定決議書

年 月 日調定分

起案日	年 月 日	決 裁	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	起 案 者	公印取 扱主任		
決裁日	年 月 日						通知日	決裁日と同じ	
調定日	決裁日と同じ						取扱者		
区 分		増 調 定		減 調 定		合 計			
		件 数	調 定 額	件 数	調 定 額	件 数	調 定 額		
自 動 車	申 告		円		円		円		
	修 正 申 告								
	更 正								
	決 定								
	誤 び ゆ う								
	計								
	加 算 金	過少申告加算金 誤 び ゆ う							
		不申告加算金 誤 び ゆ う							
		重 加 算 金 誤 び ゆ う							
		計							
	軽 自 動 車	申 告							
修 正 申 告									
更 正									
決 定									
誤 び ゆ う									
計									
加 算 金		過少申告加算金 誤 び ゆ う							
		不申告加算金 誤 び ゆ う							
		重 加 算 金 誤 び ゆ う							
		計							

※ 内訳は、別紙調定内訳書のとおり。

第92号様式（第90条関係）

年 月 日 減免済		担 当 者
自動車税 自動車取得税	鹿 鹿児島	
本人・介添	介添者： ()	

第93号様式（第91条関係）

軽油引取税仮特約業者指定申請整理簿

番号	申請書受理 年 月 日	申 請 者		契約元売業者 の氏名又は名称	指 定		却	下		指 定 取 消 し			考 備
		住所又は所在地	氏名又は名称		指定年月日	通知年月日		却下年月日	通知年月日	指 定 年	指 定 月	指 定 日	
	・ ・				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	・ ・				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	・ ・				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	・ ・				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	・ ・				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	・ ・				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	・ ・				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	・ ・				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	・ ・				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	・ ・				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	・ ・				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	・ ・				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	・ ・				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	・ ・				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	・ ・				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	

第94号様式 (第91条関係)

輕油引取稅特約業者指定申請整理簿

[illegible]

第95号様式（第91条関係）

起案	年 月 日	決 裁	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	起 案 者
決裁	年 月 日					
軽油引取税 仮特約業者・指定 特約業者 却下 決議書						
申 請 者	住 所 又 は 所 在 地					
	氏 名 又 は 名 称					
申請年月日	年 月 日	調査年月日	年 月 日	調査者		
契約元売業者の 氏名又は名称						
調 査 結 果		上記の者は、 仮特約業者 の指定要件に 該当する。 特約業者 該当しない。				
指 定 却 下 年 月 日		年 月 日				
却 下 の 理 由						
処 理 事 項						
仮特約業者・指定 特約業者 却下 通知年月日			年 月 日	整理簿		
備 考						

第96号様式（第91条関係）

起案	年 月 日	決	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	起 案 者
決裁	年 月 日	裁				
軽油引取税 仮特約業者 特 約 業 者						
特 約 業 者	住所又は所在地					
	氏名又は名称					
指 定 年 月 日			年 月 日			
契 約 元 売 業 者 の 氏 名 又 は 名 称						
指定取消しの理由						
取 消 年 月 日				年 月 日		
処理事項	仮特約業者 特 約 業 者			指定取消通知年月日		
				年 月 日		
備考						

第97号様式（第93条関係）

軽油引取税特別徴収義務者証票整理簿

証 票 受 入		証票交付		証票交付登録特別徴収義務者		先の事務所又は事業所		受領印	残枚数	証票返納 年 月 日	備 考
年 月 日	枚数	年 月 日		住所又は所在地	氏名又は名称	住所又は所在地	名 称				
・	・	・	・							・	
・	・	・	・							・	
・	・	・	・							・	
・	・	・	・							・	
・	・	・	・							・	
・	・	・	・							・	
・	・	・	・							・	
・	・	・	・							・	
・	・	・	・							・	
・	・	・	・							・	
・	・	・	・							・	
・	・	・	・							・	
・	・	・	・							・	
・	・	・	・							・	

第98号様式（第94条関係）

免税軽油使用者証交付簿

番号	申請 年月日	交付 年月日	免税軽油使用者			用途別	受領印	機械名	型式	軸馬力	台数	返納 年月日	返納理由
			住所	又は 所在地	氏名又は 名称								

第99号様式（第95条の2関係）

起案	年 月 日	決	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	起 案 者
決裁	年 月 日	裁				
免税証交付決議書兼整理票						
免税軽油使用者証	番号		有効期限	年 月 日まで	業種	
氏 名 又 は 名 称						
住 所 又 は 所 在 地						
免 税 証 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ ヶ月）					
交 付 数 量 合 計	リットル（ 枚）		取扱販売店数	店舗		
販売店別交付数量内訳						
販 売 店	名 称					
	所在地					
リットル券	枚 数	数 量	免 税 証 番 号			
1	枚	リットル	～			
5	枚	リットル	～			
10	枚	リットル	～			
18	枚	リットル	～			
20	枚	リットル	～			
50	枚	リットル	～			
100	枚	リットル	～			
200	枚	リットル	～			
500	枚	リットル	～			
1,000	枚	リットル	～			
5,000	枚	リットル	～			
10,000	枚	リットル	～			
合 計	枚	リットル				
免税証交付（受領）年月日			年 月 日	受 領 印		

第100号様式（第95条の2関係）

起案	年 月 日	決	決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	起 案 者
決裁	年 月 日	裁				
免税証返納決議書兼整理票						
免税軽油使用者証	番号		有効期限	年 月 日まで	業種	
氏 名 又 は 名 称						
住 所 又 は 所 在 地						
免税証有効期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 箇月）					
返 納 数 量 合 計	リットル（ 枚）				取扱販売店数	店舗
返 納 年 月 日	年 月 日					
販売店別返納数量内訳						
販売店	名 称				返納数量	リットル
	所 在 地					（ 枚）
販売店	名 称				返納数量	リットル
	所 在 地					（ 枚）
販売店	名 称				返納数量	リットル
	所 在 地					（ 枚）
販売店	名 称				返納数量	リットル
	所 在 地					（ 枚）
詳細は、別紙明細表のとおり。						
返納の理由						

免税証受払簿

单位：枚

[illegible]

注 免税証の受払のあつた日ごとに記載すること。